



払いすぎた所得税をとりもどそう！ ～還付申告の方法～

みなさんの学校では、年末調整事務が終わったところだと思いますが、「昨年の申告漏れが見つかった」等ということはありませんでしたか？

所得税を払いすぎているからといって、税務署が知らせてくれるものではありません。あくまでも、自分から「申告」をしないと払いすぎた税金は返ってきません。この払いすぎた税金を返してもらうことを「還付」といいます。では、還付申告はどのようにしたらできるのでしょうか？

●還付申告が出来る期間

普通の確定申告は申告の期間が定められていますが、還付申告は特に期間が決められているわけではありません。翌年1月1日から5年間はいつでも申告していいことになっています（ただし、その年分の初めての還付申告）。**申告し忘れた人も、5年間さかのぼって申告できます。**もし、申告のし忘れがあるのならチャレンジしてみてください。

●用意するもの

- ・給与所得の源泉徴収票（申告する年の分）
- ・医療費の領収書やレシート（医療費控除の場合）

かかった医療費がわかるものを用意しましょう。病院でもらった領収書やレシートなどです。また、公共機関などの交通費はメモでOK。日付と行った病院、区間、金額などをきちんと書き留めておきましょう。また、保険金などで補てんされた場合（出産育児一時金など）は、その金額がわかる書類も必要です。

※出産一時金などが支払われた場合は、その金額は医療費控除の額を計算する際に医療費から差し引かなければなりません

●申告書の作成

用紙は税務署でもらえますが、ネットでも入手したり、作成することができます。

●提出方法

住んでいる場所を管轄する税務署に提出しましょう。申告書は持参してもいいですが、郵送でも大丈夫です。ただ、税務署に提出したことを証明するものがあつたほうが安心です。控えに税務署の收受印を押印してもらえるので、それを送ってもらうことも可能です。切手を貼付した返信用封筒を同封しましょう。

ある学校の先生は、5年間さかのぼって修正申告したそうです。（被扶養者の所得限度額を勘違いしていたとか）

所得税が還付されたのはもちろん、**住民税**も還付されたそうですよ！

